



## 元旦行動に400名参加

支部執行委員長 小林勝彦

2021年元旦、数年に一度の寒波襲来による寒風の中、大阪府警本部前にて、「労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会・大阪」主催の「元旦行動」が開催され、近畿、東海地方から労働者、市民ら400人が結集した。

集会は、連帯労組関生支部執行委員の細野氏が司会を務め、大阪府警前行動で結成された法円坂55音楽ユニットによる「インターナショナル」の大合唱でスタートした。

関生支部からのあいさつでは、10・8大阪地裁で「産別ストライキ」による労働争議行動で「威力業務妨害」という不当判決を受けた西山執行委員、12・17京都地裁で「保育所提出の就労証明」を要求したことが「強要未遂」という不当判決を受けた安井執行委員と吉田組合員からの判決報告と大阪高裁への上告による新たな闘いの決意と完全勝利までの協力要請が力強く発せられた。

おのこのの労組・団体からの連帯のあいさつは、全港湾神戸支部の碓氷執行委員長から「この闘いは我々労働組合や労働者の尊厳に

かかる事である。決して関生だけの問題ではなく我々の問題と捉えなければならない」さらに「この事を全国に広めていかなければならない」と熱いアピールから始まり21名の労組・団体からの発言があった。



なかでも、若狭の原発を考える会の木原壯林さんは、「この間の関生の闘いで労働運動や大衆運動に良い結果をもたらし、運動の相乗効果を生んでいる。私たちの反原発運動も助けられている」と報告され、「昨年9月に開催した“老朽原発うごかすな！大集会inおおさか”で1600名の参加を得られた要因のひとつは関生闘争を通じて繋がった仲間の協力である」と報告された。

集会の最後は、主催である「労働組合つぶしの大弾圧を許さない

実行委員会・大阪」から集会のまとめとして、「この闘いは今日ここに集まった一人ひとりが、さらなる団結をしなければ勝てない」「デジタルが不得意なアナログ世代ではあるが、これまで培ってきた口頭戦術で、ひとりがふたりへ、さらには10人へと連帯の輪を広げて行く闘いが大事である。そして、権力にこの弾圧は間違いであったと思い知らせよう」と参加者全員で確認した。

極寒の中での集会であったが、合間に取り組まれた歌では笑いもあり、寒さを忘れさせるほどのシュプレヒコールは、真剣なコールで参加者を大いに盛り上げ、2時間弱の集会は閉会された。

最後に、私は全港湾大阪支部に結集する仲間の組合員に心より伝えたい！2017年12月の生コン関連労組による「産別ストライキ」を発端に、全日建関生支部への89名の不当逮捕・最大640日以上もの不当勾留から現在、大阪・大津・京都（奈良・和歌山）地裁で公判が進められ2件の不当判決が出された。2件は、大阪高裁へと闘いの場は移っていくが、この問題を他人事と軽視していれば、我々の団体交渉や行動はできなくなり、ついには、これまで勝ち取ってきた権利さえも失う可能性があることを強く感じてほしい。

# 10・8/12・17不当判決糾弾!

12月19日(土)18時30分、エルおおさか本館709号室で「労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会・大阪」主催による「10・8/12・17不当判決糾弾! 学習会」が、参加者80名を超える中、開始されました。

学習会の開催あいさつが竹林隆氏(大阪実行委員会・大阪全労協)からあり、太田健義弁護士(関西弾圧弁護団)による講義が始まりました。

## 大阪第2次弾圧(ストライキ)事件判決について

太田弁護士から「10・8(ゼネスト)判決」について、裁判官は労働組合に対して「暴力的」といった先入観が根深いと指摘がありました。正当なストライキを、威力業務妨害として判決された執行猶予5年は最長であり、労働組合に対する牽制を意味している。

裁判の中で、会社はストライキを口実に労働組合である運送会社の生コン輸送を拒否したことなど、前段での団体交渉等の経緯事情を一切考慮していない。この点については、労働法学者も裁判所に意見書を提出したが、裁判では意見書に触れることはなかった。

検察側弁論で「明らかに」という言葉の使い方について、太田弁護士が弁護士ならではのエピソードを話していました。

検察側弁論で「明らかに、という言葉を使うのはそれを裏付ける証拠がないから使う言葉であって、証拠があるなら(明らかに)という言葉を使わず証拠を出せばよい」「その事案について立証できないから(明らかに)という言葉を使

う」と言われていたのは非常に印象的でした。

## 今後の労働組合活動について

労働組合の活動が、「反社会的に扱われている」これは関西生コン裁判でも見られる光景でした。若年層の裁判官に対し、いかにして労働組合の「社会的存在意義」を理解させるのがひとつの課題です。そのひとつが裁判に使用する「意見書」です。



若年層の裁判官が労働組合の「社会的存在意義」を理解していることが当たり前の意見書ではなく、労働組合の社会的存在意義を説明する中で、労働組合活動の正当性を認知させる意見書にすることによって、労働組合活動は労働者の生活を守る上で必要不可欠なものであることを伝え、裁判官をはじめ社会の認識を変えていくことが重要であると力説されました。

## 京都加茂生コン裁判報告

京都地裁の判決では2名に対し執行猶予付きの有罪判決が言い渡されました。会社は組合員2名に対し「請負」だとして労働者性を否定するなど、団体交渉拒否し、組合側が要求している「正社員化」「一時金要求」「就労証明書交付」、

「不当労働行為」について抗議をおこなったことが「脅迫の実行行為」だと決めつけたのである。

これも太田弁護士が述べていた「労働組合に対する先入観」が、このような不当判決を生み出したのである。

最後に、実行委員長でもある小林委員長から団体名称変更について、「反彈圧関西連絡会」と提案があり、参加者全員の大きな拍手をもって了承され、名称を改め決定しました。その後、学習会の総括があり、関西生コン支部への不当弾圧は許されるものではなく、加茂生コンについては「労使関係があるのにも関わらず、それ自体が事件になるのがおかしい」とまとめ、団結をもってこの局面を乗り越えていく重要性を述べられていました。

## 感想

私は、反彈圧関西連絡会実行委員になり、初めての学習会でした。

「関西生コン裁判」「加茂生コン裁判」を通し、今回この記事を書きながら、問題の根深さを感じました。この中でも小林委員長が言われた「団結をもってこの局面を乗り越える」これこそが、我々労働組合員が一番大切にしているものであり、一番の武器だと思いました。一人ひとり弱いけれど、団結することで資本・権力とたたかうことができるのだと、再認識することができました。

しかし、団結権を含む「憲法28条」がいま国家権力によって侵害され、私たちの仲間が弾圧を受けています。

私は執行委員とし、教宣部の一員として、今後もこの場で弾圧関連の報告をしていくことで、皆さんと知識を深めたいと思っています。(執行部 佐久原 智彦)